

令和 6 年第 7 回日高市農業委員会議事録

開 催 月 日		令和 6 年 7 月 29 日 (月)				
開 催 場 所		日高市役所 301 会議室				
開 催 時 刻		午後 1 時 30 分				
閉 会 時 刻		午後 2 時 45 分				
議 長		福井 一洋				
	議席番号	氏 名	出欠席	議席番号	氏 名	出欠席
農 業 委 員	1	吉原 一雄	欠席	8	福嶋 輝幸	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	瀬良 早苗	出席	10	松田 浩幸	欠席
	4	島村 実	出席	11	鳴河 のり子	出席
	5	金子 純子	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席
推 進 委 員 農 地 利 用 最 適 化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	今野 利弘	出席	6	小久保 浩司	出席

議事関係 出席者	なし
事 務 局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 小峰 賢一 主任 岡村 厚輝
傍 聴 人	なし
議 事	
日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 3	議案第 23 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について
日程第 4	議案第 24 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について
日程第 5	議案第 25 号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第 6	専決処分について
そ の 他	

議 長	これより、議事に入ります。 日程第 1 議事録署名委員の指名
	農業委員会会議規則第 14 条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、11 番、13 番にお願いします。
10 番	日程第 2 議案第22号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第22号農地法第 5 条の規定による許可申請について審議に入ります。本件担当の10番より、申請地の状況について説明をお願いします。
議 長	〇月〇日に現地確認へ行ってきました。申請地は〇〇地内、〇〇内で、管理事務所の東側です。現地は防草シートの隙間から草が生えている状況でした。
事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
	譲受人は、申請地において、〇〇の観光客を対象に、地域活性化のために地元で生産された花なす、ゆず、唐辛子、玉ねぎ、卵などの農産物を販売する店舗用地としての利用を計画しており、曼珠沙華開花時期合わせ 9 月からの 2 か月間一時転用するものです。当該申請地は、店舗用地として利用しますが、現地の形状変更をしないことやテント等の器具等を設置するのみのため、申請地及び隣接地への影響はないと思われます。
議 長	なお、昨年と同様に申請されており、一時転用後は現地を農地へ復元しています。
委 員	ただいま、10 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
議 長	ありません。
委 員	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
議 長	異議なし。
	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
8 番	日程第 3 議案第23号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について 議案第23号農業経営基盤強化促進法附則第 5 条 1 項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について審議に入ります。 本件担当の 8 番 より申請地の状況について説明をお願いします。
議 長	先日、現地を確認してきました。申請地は3箇所ありますので、資料の案内図の順番で説明します。案内図利-1-1は、〇〇地内で県道〇〇線沿い〇〇の南側です。現地は草が生えていました。次に案内図利-1-2〇〇地内、先ほど説明した〇〇から東に300mの場所になります。県道〇〇線を挟むように南北に 2 箇所ありますが両方とも草が生えていました。
事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は、農地中間管理事業に基づく利用集積であり、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が所有者から利用権の設定を受けて、その後、担い手へ

議 長	貸付を行うものであります。貸付をする担い手につきましては、日程第4議案24号にて審議となります。申請地につきましては、〇〇地区の1筆と〇〇地区の2筆で、所有者は2名、合計面積5,150㎡となります。まずは、農地中間管理機構への利用権設定の新規扱いにつきまして、ご審議をお願いいたします。
委 員	ただいま、8番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。
議 長	ありません。
委 員	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づく各要件を満たしており原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
議 長	異議なし。
11 番	異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。 続いて議案2に入ります。本件担当の11番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は、〇〇地内で〇〇の東側です。申請人が夫婦で耕作をしており話が聞けました。地型も悪く境界も曖昧とのことで耕作に苦労しているとのこと。多品目を耕作しているため、管理が行き届かず荒れている農地もありました。多品目でなく作付けの方法を変えれば、荒れた農地も管理できるのではないかと感じました。
議 長	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。
事 務 局	借受人は、〇〇市在住で〇〇市へ新規就農したいと希望して、令和〇年度から〇年間いるま地域明日の農業担い手育成塾に入校し、農業の知識、経営等を学び、昨年3月に、担い手育成塾を終了認定(卒塾)されています。年間従事日数につきましては、約250日で、経営面積は7,927㎡です。農機具は、軽トラ1台、耕耘機2台、トラクター1台を所有しています。申請地では、きゅうりやオクラ、玉ねぎ、カブ、白菜等の露地野菜を栽培する計画となっております。今回、昨年、新規で借り受けた農地の貸借期間が満了するため、更新の申請となります。
議 長	ただいま、11番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。
委 員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づく各要件を満たしており原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。
2 番	続いて議案3に入ります。本件担当の2番より申請地の状況について説明をお願いします。 申請地は、〇〇地内、〇〇と〇〇中学校の間になります。現地はサツマイモが作付けされていました。

議 長 事 務 局	続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 借受人は、母体である〇〇グループの保育園児の給食野菜を自給自足することを目指している事業者であります。既に、〇〇保育園周辺の農地を借り受けて、少しずつではありますが、実績を増やしています。農業専従者は2名、その他、主として農業に従事する者が1名おります。経営面積は9,640㎡です。農機具は、トラック1台、耕耘機1台を所有しています。申請地では、玉ねぎやサツマイモ、ジャガイモ、人参、ネギ等の露地野菜を栽培する計画となっています。今回、昨年、新規で借り受けた農地の貸借期間が満了するため、更新の申請となります。
議 長 13 番	ただいま、2番及び事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。 去年申請地の耕作状況を確認しましたが、多品目に耕作していたようです。まだ作付けして1年目でこれからだとは思いますが、寒さで生育が悪く玉ねぎやジャガイモ等が、小さくて収穫できたのか心配でした。
議 長 2 番	2番は近所なので助言してあげてはどうですか。 一度、挨拶に来たことがあります。無農薬で栽培しているとのことでした。常駐していないため、管理が行き届かず作物が雑草に負けてしまうと思われるます。
議 長 委 員 議 長	他に質疑等ございますか。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項に基づく各要件を満たしており原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委 員 議 長	異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。
事 務 局	日程第4 議案第24号 農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について 議案第24号農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について審議に入ります。 本件について、事務局より説明をお願いします。 農用地利用集積等促進計画は、先程、承認を受けました埼玉県農林公社が利用権設定を受けた農地について、その農地を借りたいと希望を申し出た者に配分するものです。法律に基づき、埼玉県農林公社が希望者へ配分する計画について、農業委員会に意見を求めるものであります。借受人の〇〇は平成〇年度から就農した農家で構成された農地所有適格法人です。〇〇市ではブドウを栽培し、日高ではネギを栽培しており、申請地でも、ネギを栽培する予定です。販路としては、J Aや食材受託センター、スーパー等へ出荷している他、給食センター等の加工会社へも出荷しています。経営面積は、約5.7haとなります。各申請地は、現在の経営地に近い場所であり、農地を集積して経営拡大を目的

	としているものです。現在は、従業員 9 名で経営しています。農地利用促進計画について、計画内容のとおりでよろしいか、ご審議をお願いいたします。 ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑または、意見がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。 異議なし 異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。
議 長	
委 員	
議 長	
委 員	
議 長	
日程第 6 議案第25号 農業振興地域整備計画の変更について 議案第25号農業振興地域整備計画の変更について、を議題とします。 本件について、事務局より説明をお願いします。 (事務局説明) ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑または、意見がありましたらお願いします。 事案番号 2 の案件で質問します。申請地東側の奥にある田んぼは、まだ耕作されているのですが、進入路は確保されますか。 道路を付け替えて奥の田んぼの進入に支障のないように計画しています。 倉庫用地とのことなので、北側に住宅が 2 軒ありますが、高い建物が建って影響がないように配慮をお願いしたい。 2 軒の住宅の内、1 軒は、倉庫開発に伴う緑地帯として売却予定と聞いております。また、冷凍倉庫のため高い建物は建つ予定はありません。 事案番号 4 について質問します。〇〇の農業用施設とのことですが、詳しく説明をお願いします。 事業計画者から出ている概要としては、キムチ製造工場、貯蔵倉庫、農産物直売所、駐車場、緑地帯、6m道路など施設の建築が予定されています。 この申請は農業員会だけに申請されたものですか。開発の申請が市や県などにも出されていますか。 農振地域整備計画の変更申請は日高市の計画となりますので日高市に提出されています。それに対して法律に基づき農業委員会、いるま野農協、入間第二用水土地改良区に農業振興の観点から支障が無いか意見を伺うものです。 道路はどのような計画をされていますか。 資料の公図を見て頂くと、申請地と書かれた下に道路形状の細い図形が西から東に延びていて、真ん中から下に斜め下がっていますが、これが道路の予定計画になります。 案内図を見ると申請地は真ん中の水路で分断されていますが、土地利用計画図では、一帯的に利用しているように見えますがどうなんですか。 土地利用計画図では、一帯的に利用しているように見えますが水路はあく	
事 務 局	
議 長	
委 員	
事 務 局	
委 員	
事務局	
12 番	
事 務 局	
12 番	
事 務 局	
委 員	
事 務 局	
委 員	
事 務 局	

委 員 事 務 局	まで公共のものとなります。 この水路は〇〇湖からの水路で湖が決壊した場合のハザードマップがありますが事業者は知っているのですか。
4 番	ハザードマップは公表していますので、計画の段階で調査していると思われます。
事 務 局	事案番号 6 について質問します。既存敷地と記載してある土地は造成され盛土しています。申請地も既存の土地に合わせ盛土する予定ですか。
議 長	既存に合わせて盛土する予定です。
委 員	他に質疑等ありますか。
議 長	ありません。
委 員	質疑なしと認めます。お諮りします。今回の変更について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。
議 長	異議なし
	異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。
	日程第 6 「専決処分の報告」について
	日程第 6 「専決処分の報告」について、農地法第 4 条第 1 項第 7 号が 1 件、農地法第 5 条第 1 項第 6 号が 4 件あります。質疑がありましたらお願いします。
	ありません。
	以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。